

23 衣笠町地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区		
		健康施設地区	福祉施設地区	管理施設地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの。ただし、建築物の敷地が福祉施設地区にわたる場合は、建築物又は建築物の部分が存する地区の建築物の用途の制限による。 ア ホテル、旅館及び公衆浴場（店舗型性風俗特殊営業の用に供するものは除く。） イ 体育室、スポーツ施設その他これらに類するもの ウ 主たる用途がア又はイに掲げる建築物で店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ1,500平方メートル以下のもの	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの。ただし、建築物の敷地が健康施設地区にわたる場合は、建築物又は建築物の部分が存する地区の建築物の用途の制限による。 ア 診療所 イ 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター及び介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定するものをいう。） その他これらに類するもの ウ 研修所 エ 主たる用途がアからウまでに掲げる建築物で事務所に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの オ 公益上必要な建築物	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの ア 住宅 イ 共同住宅及び寄宿舎 ウ 店舗及び飲食店で床面積の合計がそれぞれ500平方メートル以下のもの（風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものは除く。） エ 事務所 オ 診療所

(風俗営業及び
店舗型性風俗特
殊営業の用に供
するものは除
く。)

エ 主たる用途が
ア又はイに掲げ
る建築物でカラ
オケボックスそ
の他これに類す
るものの用途に
供する部分の床
面積の合計が
500平方メート
ル以下のもの
(風俗営業及び
店舗型性風俗特
殊営業の用に供
するものは除
く。)

オ 研修所

カ 会議場及び集
会場

キ 診療所

ク 巡査派出所、
公衆電話所及び
令第130条の4第
3号から第5号ま
でに規定するも
の(以下「公益
上必要な建築

		物」という。)		
(2)	建築物の容積率の最高限度			
(3)	建築物の建蔽率の最高限度			
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル(研修所及び診療所については1,000平方メートル)。ただし、公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	1,000平方メートル。ただし、公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	150平方メートル(長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当り50平方メートル以上とする。)
(5)	壁面の位置の制限	道路境界線に面する部分は3メートル及び隣地境界線に面する部分は1.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 公益上必要な建築物及びこれに附属するもの イ 公益上必要な建築物以外の建築物に附属する	道路境界線に面する部分は3メートル及び隣地境界線に面する部分は1.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 公益上必要な建築物及びこれに附属するもの イ 公益上必要な建築物以外の建築物に附属する物置、電気室、機械室、	道路境界線に面する部分は1メートル及び隣地境界線に面する部分は0.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メ

		<p>物置、電気室、機械室、自動車庫その他これらに類する用途に供する附属建築物で、当該外壁等の敷地境界線(道路境界線における隅切部分を除く。)からの後退距離が1メートル以上であるもの</p> <p>ウ 法第44条第1項第4号に規定するもの</p> <p>エ 渡り廊下その他これに類するもの</p>	<p>自動車庫庫その他これらに類する用途に供する附属建築物で、当該外壁等の敷地境界線(道路境界線における隅切部分を除く。)からの後退距離が1メートル以上であるもの</p> <p>ウ 法第44条第1項第4号に規定するもの</p> <p>エ 渡り廊下その他これに類するもの</p>	<p>メートル以内であるもの</p> <p>イ 附属建築物の自動車庫庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が6.75平方メートル以内であるもの</p>
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から25メートル	地盤面から25メートル	地盤面から12メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限			
(8)	へい等の構造の制限	<p>へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>へい等で道路に面するものは、地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの</p>

		でない。 ア 公園、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ ごみ集積場の周囲に設けるもの	ア 公園、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるへい等で、網状その他これに類する形状のもの イ ごみ集積場の周囲に設けるもの	
--	--	--	--	--